

(仮称) 仙台市新高砂学校給食センター整備事業

## 実 施 方 針

平成19年9月20日  
(平成20年5月2日修正)

仙 台 市 教 育 委 員 会

## 目 次

<b>I 特定事業の選定に関する事項 .....</b>	<b>1</b>
1 事業内容に関する事項 .....	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項 .....	6
<b>II 事業者の募集及び選定に関する事項 .....</b>	<b>7</b>
1 事業者の募集及び選定方法 .....	7
2 事業者の募集及び選定スケジュール .....	7
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 .....	7
4 事業者選定に関する事項 .....	11
5 実施方針説明会及び意見等の受付等 .....	12
6 提案書類の取扱い .....	13
<b>III 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....</b>	<b>14</b>
1 リスク分担の基本的考え方 .....	14
2 予想されるリスクと責任分担 .....	14
3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法 .....	14
4 提供されるサービスの水準 .....	14
5 事業者による業務品質の確保 .....	14
6 事業の実施状況の監視 .....	14
7 本事業の管理者による支払いに関する事項等 .....	14
<b>IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....</b>	<b>15</b>
1 敷地に関する各種法規制等 .....	15
2 施設要件 .....	15
<b>V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 .....</b>	<b>16</b>
<b>VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....</b>	<b>17</b>
1 事業の継続に関する基本的考え方 .....	17
2 継続が困難となった場合の措置 .....	17
<b>VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....</b>	<b>18</b>
1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援 .....	18
2 その他の支援 .....	18
<b>VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....</b>	<b>19</b>
1 議会の議決 .....	19
2 本事業において使用する言語、通貨単位等 .....	19
3 入札参加に伴う費用負担 .....	19
4 情報公開及び情報提供 .....	19
5 問合せ先 .....	19
様式－1 実施方針説明会参加申込書	
様式－2 実施方針等に係る質問書	
様式－3 実施方針等に係る意見書	

仙台市（以下「本市」という。）は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、（仮称）仙台市新高砂学校給食センター整備事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めたものである。

## I 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### （1）事業名称

（仮称）仙台市新高砂学校給食センター整備事業

#### （2）公共施設の管理者の名称

仙台市長 梅原克彦

#### （3）本事業の目的

幸町学校給食センターは、現在、小学校 7 校、中学校 12 校に対し、合計約 10,000 食の給食を提供している。しかし、築 29 年を経過し施設設備の老朽化が進み、また、耐震上の課題も指摘されている。このため、本市は、これに代わる新たな学校給食センターの整備を仙台市高砂地区において行うこととしている。

本市の財政事情が一層厳しさを増すなか、安全、安心な給食を安定的に提供し、さらに質の高い給食の実施を目指しながら、なお新たな取組を視野に入れ、経済効率性の高い施設整備、事業運営を行うには、従来とは異なる事業手法の活用が必要となる。

他方、家庭、地域を含むあらゆる暮らしの場で食育の推進が求められ、また、栄養教諭制度の進展など小中学校における食に関する指導の充実が図られるなかにあって、学校給食の役割は、従来にも増して高まっている。

本事業は、このような状況のもと、新たな学校給食センターの整備・運営に PFI 手法を取り入れ、より良質な学校給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とする。

#### （4）本事業の基本理念

本事業は、PFI 法に基づき、新たに 11,000 食規模の学校給食センターを整備し、その事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うものである。

以下に示す基本コンセプトを十分に踏まえ、事業を実施するものとする。

### ア 衛生管理の徹底

安全な給食を提供するため、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の概念を取り入れ、「学校給食衛生管理の基準（文部科学省）」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」等に基づき衛生管理の徹底を図る。

#### **イ 調理機能の充実**

より豊かでおいしい給食を安定的に供給するため、基本的な調理機能の充実に努める。

#### **ウ 望ましい食環境の整備**

児童生徒の正しい食習慣の形成に資するような食器類の導入を図るなど、望ましい食環境の整備に努める。

#### **エ アレルギー対応食の提供**

近年増加傾向にある食物アレルギーを持つ児童生徒に対する給食（除去食を基本とし、可能であれば代替食）の提供にも対応しうる機能設備等を兼ね備えた施設とし、これに応じた業務システムの構築に取り組む。

#### **オ 環境負荷の低減**

新エネルギーの利用等、省エネルギー設備の導入や生ごみの減量化・再資源化への対応など環境負荷の低減に取り組む。

#### **カ コスト縮減の追求**

施設の建設から維持管理・修繕、調理・運営等全般に渡るいわゆるライフサイクルでのコスト縮減を可能な限り追求する。

### **(5) 事業の基本的内容**

#### **ア 施設内容**

本事業で整備する（仮称）新高砂学校給食センター施設（以下、「本施設」という。）の概要は、次のとおりである。本施設の詳細については、要求水準書を参照すること。

- ・事業用地：仙台市宮城野区高砂二丁目 22-1
- ・敷地面積：9,294 m<sup>2</sup>
- ・供給能力：11,000 食／日（小学校：約 4,000 食／日、中学校：約 7,000 食）

#### **イ 事業方式**

本事業の事業方式は、事業者が P F I 法に基づき、自らの資金で本施設の設計、建設、維持管理及び運営を行い、事業期間終了後、事業者が本施設を本市に無償で譲渡する B O T （Build Operate and Transfer）方式とする。

#### **ウ 事業期間**

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 37 年 3 月 31 日までとする。

#### **エ 事業の範囲**

事業者が行う主な業務は、次のとおり想定している。なお、具体的な業務の内容およびその他詳細については、後日提示する入札説明書等において示す。

##### **① 本施設の整備業務**

- a. 事前調査業務及びその関連業務（測量、地盤調査）
- b. 設計（建物及び外構等の基本・実施設計）業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等
- c. 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

- d. 工事監理業務
- e. 調理設備設置業務
- f. 運営備品調達業務（ただし、食器、食缶等は市の調達とする。）
- g. 配送車両調達業務
- h. 近隣対応・対策業務

**② 本施設の維持管理業務**

- a. 建物維持管理業務
- b. 建築設備維持管理業務
- c. 調理設備維持管理業務
- d. 清掃業務
- e. 植栽及び外構維持管理業務
- f. 警備業務
- g. 経常修繕業務
- h. 大規模修繕業務

**③ 本施設の運営業務**

- a. 納食調理業務
- b. 洗浄衛生管理業務
- c. 納食配達業務
- d. 残渣及び廃棄物処理業務
- e. 配送車両維持管理業務

**④ 所有権移転業務**

**⑤ その他**

上記の業務に関する業務

なお、付帯事業（本事業以外に本施設において事業者が独自に行う収益事業）の実施は認めないこととする。

**才 市が行う業務**

本事業のうち本市が実施するものは、以下のとおりである。

**① 施設整備業務**

- a. 既存施設解体・撤去工事
- b. 校舎配膳室改修工事

**② その他運営業務等**

- a. 献立作成業務
- b. 食材調達業務
- c. 検収業務
- d. 食器・食缶調達業務
- e. 広報業務（見学者対応を含む）
- f. 納食費の徴収管理業務
- g. 配膳等業務（学校内における配膳室からクラスの前までの配膳に関する業務）
- h. 食数調整業務
- i. 配送校の調整

## カ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおり、本施設の設計、建設等の初期投資に係る対価並びに本施設の維持管理及び運営のサービスに係る対価からなり、本市が事業者からサービスを購入する形態とするものである。

- ① 本施設の設計、建設等の初期投資については、本市は、供用開始から事業期間中に、事業者に対し、PFI法第10条第1項にある公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した協定（以下、「事業契約書」という。）に定める額を事業契約書に定める方法により支払う。
- ② 本市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営業務の対価として、事業契約書に定める額を事業契約書の規定に従い供用開始から運営期間にわたって事業者に支払う。施設の維持管理及び運営業務の対価は、年4回に分けて支払うこととし、物価変動等を勘案して年に1回改定する。
- ③ 維持管理及び運営業務の対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、施設保守管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、残渣処理費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案による。

なお、本市は、事業者の提供する本事業のサービスが本市の要求水準を下回った場合には、サービス対価を減額することがある。支払方法及び減額規定の詳細については、入札説明書等において提示し、事業契約書において定める。

## キ 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、PFI法及び基本方針並びに地方自治法の他、以下に掲げる各種の法令（施行令及び施行規則等も含む）を遵守すること。また、関連する各種の要綱・基準等についても最新のものを参照し遵守すること。

### 【法令・条例等】

- ア. 学校教育法
- イ. 学校給食法
- ウ. 学校保健法
- エ. 食品衛生法
- オ. 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律
- カ. 建築基準法
- キ. 都市計画法
- ク. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ケ. 消防法
- コ. 下水道法
- サ. 水道法
- シ. 水質汚濁防止法
- ス. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- セ. 大気汚染防止法
- ソ. 騒音規制法
- タ. 振動規制法
- チ. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ツ. 資源の有効な利用の促進に関する法律

- テ. エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ト. 警備業法
- ナ. 労働安全衛生法
- ニ. 各種の建築資格法、建設業法、労働関係法
- ヌ. 宮城県建築基準条例
- ネ. 宮城県廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- ノ. 仙台市火災予防条例
- ハ. 仙台市公害防止条例
- ヒ. 仙台市環境基本条例
- フ. 仙台市ひとにやさしいまちづくり条例
- ヘ. 仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ホ. 杜の都の風土を育む景観条例
- マ. 杜の都の環境をつくる条例
- ミ. 仙台市個人情報保護条例
- ム. その他関連法規、条例等

#### 【要綱、各種基準等】

- a. 学校給食衛生管理の基準
- b. 大量調理施設衛生管理マニュアル
- c. 建設工事公衆災害防止対策要綱
- d. 仙台市開発指導要綱
- e. 仙台市環境調整システム実施要綱
- f. 仙台市雨水流出抑制実施要綱
- g. 仙台市グリーン購入推進に関する要綱
- h. 仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱
  - i. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
  - j. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
  - k. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- l. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の基本的性能基準
- m. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- n. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針
- o. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 電気設備工事監理指針
- p. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 機械設備工事監理指針
- q. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- r. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- s. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築設計基準
- t. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準
- u. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準
- v. 国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課営繕技術管理室監修 建築工事安全施工技術指針
- w. 市有施設の新築・改築時等におけるシックハウス対策マニュアル
- x. 財団法人日本建築センター 体育館等の天井の耐震設計ガイドライン

y. その他の関連要綱及び各種基準

#### ケ 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

・事業契約の締結時期	平成 20 年 10 月上旬
・事業期間	事業契約締結日～平成 37 年 3 月末
・設計・建設期間	事業契約締結日～平成 22 年 2 月末
・運営業務準備期間	平成 22 年 3 月 1 日～平成 22 年 3 月末
・供用開始日	平成 22 年 4 月 1 日
・維持管理、運営期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月末

#### ケ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、本施設を入札説明書等に示す良好な状態で引き渡すこと。

#### コ 実施方針の変更

実施方針公表後における事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を本市教育委員会ホームページ(<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/index.html>)への掲載その他の方法により公表する。変更の内容が重要で本事業の事業者募集のスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

### （1）特定事業選定の基本的考え方

本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合において、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は財政負担が同一の水準である場合において、サービスの水準の向上を期待できる場合に、PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。

### （2）特定事業選定の手順

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### （3）特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と合わせ、公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

## II 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求ることから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」(平成7年政令第372号)が適用される予定である。

### 2 事業者の募集及び選定スケジュール

#### (1) 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	スケジュール
平成19年9月21日	実施方針、要求水準書（案）、契約書（案）、その他資料公表
平成19年9月27日	実施方針等に関する説明会
平成19年10月10日	実施方針等に関する質問、意見、提案の受付締切
平成19年11月1日	実施方針等に関する質問、意見、提案の回答
平成19年12月10日	特定事業の選定、公表
平成20年3月13日	入札説明書等の公告
平成20年3月17日	入札説明書等を市のホームページにより公表
平成20年3月26日	入札説明書等に関する説明会
平成20年4月4日	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
平成20年4月16日	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成20年4月23日	資格審査書類の受付締切
平成20年5月9日	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
平成20年5月19日	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成20年6月10日	入札及び提案書類の受付締切
平成20年7月上旬	落札者の決定、公表
平成20年7月中旬	基本協定締結
平成20年7月下旬	仮契約の締結
平成20年10月上旬	事業本契約締結

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、以下のとおりとする。

ア 入札参加者は、本事業を事業契約期間にわたり確実に遂行する能力を有すること。

- イ 入札参加者は、本市競争入札参加資格者名簿に登録がある複数の企業により構成されるグループとし、代表者を定め、当該代表者が入札手続を行うこと。
- ウ 入札への参加を希望する者が本市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合には、別途登録受付期間を設定するので、その間に必ず登録すること。
- エ 入札参加者は、入札の結果、事業者として選定された場合は、グループを構成するすべての企業（代表企業及び構成企業を指す。以下「構成員」という。）の出資により、本事業を実施するための特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）を仮契約調印までに設立するものとする。また代表企業は、出資中最大の出資割合を持つものとする。
- オ 構成員以外の者がＳＰＣの出資者になることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による出資比率は出資額全体の50%未満とする。
- カ 入札資格審査書類提出後の入札参加者の構成員及び協力企業（入札参加者グループの構成員以外の者で、事業開始後、ＳＰＣから直接あるいは間接的に業務を受託し、又は請負うことを予定している者をいう。以下同じ。）の変更は認めない。ただし、協力企業の内、従たる業務をＳＰＣから間接的に受託する企業の追加や変更については、仙台市の許可を得た場合に限り認める。その他、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行う。
- キ 一の入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。
- ク 入札参加者の構成員及び協力企業のうち設計、工事監理、建設、運営の各業務に主として当たる者（事業者が設立するＳＰＣからこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ①、②、③、④の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務に当たる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできない。
- ① **設計業務を行う者**
- 設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、c、d及びeの要件は、最低1社がいずれにも該当すること。
- 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
  - 本市の平成20年度競争入札参加資格を有していること。
  - HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。なお、「HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること」とは、HACCP対応施設（HACCPの認証を取得した施設又は認証の取得を前提とした施設をいう。）の設計実績、ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律施行令に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は民間調理施設の設計実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等を有していることをいう。
  - 平成14年4月以降に竣工した、延床面積3,000m<sup>2</sup>以上の公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

- e. 平成 14 年 4 月以降に竣工した、学校給食センター、健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）に定める特定給食施設のうち 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する集団調理施設（以下「集団調理施設」という。）又は 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設を有する学校又は病院若しくは食品製造工場等（以下「調理施設を有する学校等」という。）の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。

**② 工事監理業務を行う者**

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c 及び d の要件は、最低 1 社がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の平成 20 年度競争入札参加資格を有していること。
- c. 平成 14 年 4 月以降に竣工した延床面積 3,000 m<sup>2</sup> 以上の公共施設の工事監理実績を有すること。
- d. 平成 14 年 4 月以降に竣工した学校給食センター、集団調理施設又は調理施設を有する学校等の工事監理の実績を有していること。

**③ 建設業務を行う者**

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 本市の平成 20 年度競争入札参加資格を有している者で、建築一式工事においてランク A で登録され、平成 14 年 4 月以降に竣工した延床面積 3,000 m<sup>2</sup> 以上の公共施設の施工実績を有していること（共同企業体としての実績については、その出資比率が 30% 以上の場合に限る。）。
- c. 平成 14 年 4 月以降に竣工した、学校給食センター、集団調理施設又は調理施設を有する学校等の施工実績を有していること（共同企業体としての実績については、その出資比率が 30% 以上の場合に限る。）。

**④ 運営業務を行う者**

- a. 本市の平成 20 年度競争入札参加資格を有していること。
- b. H A C C P に対する相当の知識を有していること。なお、「H A C C P に対する相当の知識を有していること」とは、H A C C P 認証取得施設、I S O 2 2 0 0 0 認証取得施設又は地方公共団体等が行う自主衛生管理評価事業等により H A C C P と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の運営実績、H A C C P に関する書籍の出版等の実績、H A C C P に関する審査員資格等を有していることをいう。
- c. 学校給食施設又は集団調理施設における調理業務の実績を有していること。
- d. 平成 16 年 4 月以降に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。
- e. 平成 16 年 4 月以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。

**（2）入札参加者及び協力企業の制限**

次のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをなされている者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取り消し決定を受けていない場合を除く。
- ウ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 107 条によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理開始の申立てがなされている者又は整理開始を命ぜられている者
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者
- オ 本市から指名停止措置を受けている者
- カ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（「キ」「コ」において同じ）。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
  - ・株式会社 日建設設計シビル
  - ・株式会社 日建設計
  - ・株式会社 日建設設計総合研究所
  - ・東京青山・青木・狛法律事務所
  - ・MA & P 総合会計事務所
- キ 本事業の事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針（平成 20 年 1 月 18 日修正）公表日以降に、本事業について委員長並びに委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

委員長	林 山 泰 久	東北大学大学院経済学研究科 教授
委員	谷 津 憲 司	東北工業大学建築学科 教授
委員	後藤 美代子	尚絅学院大学総合人間科学部健康栄養学科 名誉教授
委員	花 渕 祐 介	仙台市立福室小学校 P T A 会長
委員	寺 田 清 伸	仙台市企画市民局文化スポーツ部長

- ク 最近 1 年間の国税及び地方税を滞納している者
- ケ 他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加している者

- コ 他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加している者のいずれかと資本面又は人事面において関連がある者

#### (3) 特別目的会社の設立等

入札参加者は、本事業に係る事業者選定審査の結果、契約締結を行う事業者として選定された場合は、会社法上に定める株式会社として本事業を実施するＳＰＣを仙台市内に設立する。  
ＳＰＣの株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

#### (4) 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認基準日は、資格審査書類受付締切日とする。

ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、構成員又は協力企業のいずれかが参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、落札者の構成員又は協力企業のいずれかが、落札者決定時から事業契約締結日までの間に、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合について、次の通りとする。

ア 当該落札者の構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該落札者は失格とし、本市は事業契約を締結しないこととする。

イ 当該落札者の代表企業を除く構成員又は協力企業のいずれかが参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該落札者は直ちに失格とはならず、本市と協議のうえ、本市が当該構成員又は協力企業の除外又は変更を認めた場合に限り、本市は事業契約を締結することとする。

### 4 事業者選定に関する事項

#### (1) 基本的考え方

- ア 入札参加者の審査及び選定に当たっては、透明性、客観性及び公平性の確保に努めるものとする。
- イ 入札参加者の提案審査は、学識経験者等により構成される事業者選定委員会において行う。
- ウ 事業者選定委員会は、予め設定し公表する「落札者決定基準」に従って、価格のみならず、民間事業者からの提案内容について、施設整備、調理設備機器整備、維持管理及び運営等の各業務に關し、事業者の創意工夫や独自性の觀点を中心に評価を行い、優秀提案を選定する。
- エ 本市は、委員会により提示された審査結果をもとに、事業契約を締結する事業者を決定する。

## (2) 事業者の選定

事業者の選定は、資格審査及び2段階の提案審査により行う。

各審査の主な視点は下記による。

資格審査		入札資格審査
提案審査	第一次審査	食品衛生法上の処分の状況や業務実績に関する審査
	第二次審査	ア 事業計画審査 イ 設計業務提案に関する審査 ウ 建設業務提案に関する審査 エ 維持管理業務提案に関する審査 オ 運営業務提案に関する審査 カ 入札参加者独自の提案に関する審査 キ 入札価格

## (3) 選定結果の公表

審査及び選定結果は、公告及び本市ホームページにおいて公表する。

## (4) 事業契約の締結

本市は、落札者の設立したS P Cと仮契約を締結し、仙台市議会の議決を経た後に事業契約を締結するものとする。

## (5) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない等の理由により、本事業をP F I事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

# 5 実施方針説明会及び意見等の受付等

## (1) 実施方針説明会の実施等

実施方針等に関する説明会を以下の要領で開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について本市の考え方の説明を行う。

説明会日時	平成19年9月27日(木) 17:30~
説明会会場	仙台市役所 上杉分庁舎 6階第一会議室 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
当日連絡先	仙台市教育委員会 健康教育課給食係 電話 (022-214-0008)
参加申込期限	平成19年9月26日(木) 18:00まで
参加申込方法	「実施方針説明会参加申込書」(様式-1)に必要事項を記入の上、E-mail又はFAXにて連絡ください。 なお、会場の都合上、1社2名までとします。
申込先	仙台市教育委員会 健康教育課給食係 電話: 022-214-0008 FAX: 022-268-2935 E-mail: kyo019130@city.sendai.jp ホームページアドレス: <a href="http://www.city.sendai.jp/kyouiku/index.html">http://www.city.sendai.jp/kyouiku/index.html</a>

## **(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付**

実施方針等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

**ア 受付期間：**平成 19 年 9 月 28 日（金）～10 月 10 日（水）

**イ 受付方法：**実施方針等に係る質問書（様式－2）及び意見書（様式－3）に記入の上、P19 に記載の仙台市教育委員会健康教育課給食係まで、原則として、電子メールでのファイル添付により提出すること。

事業者等から集まった質問及び意見は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、特定事業の選定時までに本市のホームページにおいて公表する予定である。

また、今回提出のあった意見等について、本市が趣旨の確認のため必要と判断した場合には、個別ヒアリングを行う。

## **(3) 荒巻学校給食センター見学会の実施**

平成 15 年 4 月から稼働している荒巻学校給食センターの見学会を仙台市立小・中学校の冬季休業期間中に行う予定である。当日は、厨房内の見学を予定しているため、参加者に厨房内で使用する使い捨てスリッパの費用負担や検便証明書の提出を求める場合がある。

見学時間や参加申込方法等については、後日、本市のホームページに掲載する予定である。

## **6 提案書類の取扱い**

### **(1) 著作権**

応募図書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるとときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

### **(2) 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

### **III 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **1 リスク分担の基本的考え方**

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

従って、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

#### **2 予想されるリスクと責任分担**

本市と事業者とのリスク分担は、原則として別添資料1によることとする。具体的な内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

#### **3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法**

原則として、本市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担するものとする。また、本市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

#### **4 提供されるサービスの水準**

本事業において実施する業務のサービス水準については、入札説明書等の中で「(仮称) 仙台市新高砂学校給食センター整備事業要求水準書」として提示する。

#### **5 事業者による業務品質の確保**

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、入札説明書等の中で「(仮称) 仙台市新高砂学校給食センター整備事業要求水準書」として提示する。

#### **6 事業の実施状況の監視**

本市は、事業者が実施する本施設の設計、建設、維持管理及び運営について、監視を行う。監視の方法及び内容等については、入札説明書に提示する。

#### **7 本事業の管理者による支払いに関する事項等**

本市は、事業者と締結する契約に従い、本市からの要求に基づき提供されるサービスに対しその対価を支払う。また、サービスの対価は、事業実施状況の監視結果に基づき、サービスの実施状況に連動して支払うものとする。

事業者が実施する本施設の設計、建設、維持管理及び運営の水準が事業契約書等に定める本市の要求水準を下回ることが判明した場合、本市はサービスの対価の減額等を行う。サービス料の支払方法及び減額規定等の詳細については、意見受付の結果等を踏まえ入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

## IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、次のとおりである。

(1) 住居表示：仙台市宮城野区高砂二丁目 22-1

(2) 地域地区：第1種住居地域（一部第2種住居地域）

※ 従って、建設に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第5項ただし書による許可の手続きが必要になる。

(3) 土地の所有：事業への影響がないよう仙台市土地開発公社から仙台市が取得する予定である。

(4) 敷地面積：9,294 m<sup>2</sup>

(5) 法定建ぺい率：60%

(6) 法定容積率：200%

(7) その他：

ア 敷地面積の20%以上の緑化を施す。

イ 敷地の現状は、整地されており、既存の建物として文化財向田展示室がある。ただし、本整備に併せて撤去予定である。

### 2 施設要件

#### (1) 基本的考え方

本事業は、HACCPの概念を取り入れ、「学校給食衛生管理の基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき衛生管理を徹底した給食調理環境を実現し、また、児童生徒に対し、より豊かでおいしい給食を安定的に供給することを目的としている。さらに、近年増加傾向にある食物アレルギーを持つ児童生徒に対しても給食の提供を行うこととしている。このことから、ドライシステムの導入、二次汚染・交差汚染やアレルギー物質の混入を防ぐためのゾーニング、充実した調理設備の設置など、本市が現在予定する献立方式と併せ、以下のとおり想定している。

#### ア 献立方式

① 小学校と中学校は別献立とし、各々1献立とする。

② アレルギー対応食については、①の献立を基本とし、除去食（事業者から代替食実施の提案があった場合には、当該提案により可能となる代替食）を実施する。

#### イ 施設形態

① ドライシステムを導入し、水はね等による二次汚染を防止する対策を講じる。

② 汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区分する。

③ 食材搬入口は、肉魚卵類と野菜果物類等食材の相互汚染を防止できる構造とする。

④ アレルギー対応専用の調理室を設置する。

⑤ 給食調理後2時間以内での喫食が可能となるよう、搬出入口の箇所数等を十分考慮する。

⑥ 防音・防振対策及び臭気対策を講じる。

#### ウ 廉價設備

① 米飯設備は設けないものとする。

② 作業動線の交差による相互汚染を防止するため、作業区域は、汚染作業区域と非汚染作業区域とを明確に区分し、それぞれ専用の前室を通過する構造とし、作業区分毎に部屋を区分けする。

- ③ 汚染作業区域と非汚染作業区域に、専用容器洗浄室を設置する。
- ④ 調理機器の導入に当たっては、多種の献立に対応可能で、11,000 食の調理が安全、迅速、確実に行えるよう十分考慮する。
- ⑤ 生ごみは、仙台市高速堆肥化施設（以下、「堆肥化センター」という。）へ搬送する。ただし、事業者が別に有機循環等リサイクルを目的とした生ごみ処理施設等によって適正な処理を行う場合には、この限りでない。なお、敷地内に処理施設を設置することは認めないので、注意すること。

## （2）施設機能

本事業により設置される基本的な施設構成については、以下ものが想定される。なお、施設構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書で示す。

本体施設	事務エリア	一般区域	事務室（市職員用、事業者用）、市職員用更衣室、会議室、来客者対応面談室、調理実習室、事務従事者用便所、多目的便所、玄関ホール、見学通路、廊下 洗濯室・乾燥室、調理従事者用更衣室、休憩室、シャワー室、機械室、電気室
	給食エリア	汚染作業区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットホーム、検収室、油庫、食品検査室、皮むき室、下処理室、食品庫、卵処理室、容器洗浄室 [洗浄・コンテナプールゾーン] 回収用プラットホーム、洗浄室、残渣庫 [前室] 汚染作業区域前室
		非汚染作業区域	[調理ゾーン] 缶切・肉魚類容器入替えスペース、上処理・切菜室、揚物・焼物・蒸し物調理室、煮炊き調理室、和え物準備室、和え物室、アレルギー専用調理室、容器洗浄室 [洗浄・コンテナプールゾーン] コンテナ室・消毒室、配送用プラットホーム [前室] 非汚染作業区域前室
		一般区域	調理従事者用便所
付帯施設	駐車場、除害設備、受水槽、受電設備、廃棄物置場 等		
その他	調理能力 11,000 食／日（小学校：約 4,000 食、中学校：約 7,000 食（アレルギー対応食を含む））		

## V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

事業契約に関する紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## **VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

### **1 事業の継続に関する基本的考え方**

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、本市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。事業者によって本事業の実施を継続することが困難となり、本施設の運営に支障が生じると判断される場合においては、事業契約の中途解除等を行うことがある。

### **2 継続が困難となった場合の措置**

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

#### **(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合**

ア 事業者の提供するサービスが事業契約に定める本市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施若しくは治癒を求めることがある。この場合において事業者が当該期間内に改善若しくは治癒をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。

上記ア、イのいずれの場合においても、本市は事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

#### **(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合**

ア 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。

イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じる損害を賠償するものとする。

#### **(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合**

ア 不可抗力、その他本市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が整わないときは、事業者に事前に書面による通知を行うことにより、本市は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 前号の規定により事業契約が解除される場合、本市は、事業者に生じる損害について賠償することを基本とするが、具体的な内容については入札説明書等において示す。

**エ 不可抗力の定義については、入札説明書等において示す。**

**(4) 金融機関と本市の協議（直接協定）**

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、本市は事業者に対し資金供給を行うものと直接協議を行い、契約を締結することがある。

**(5) その他**

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

## **VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援**

(1) 業務を行うために必要な土地は行政財産であり、本市はこれを無償で使用させる。

(2) 本事業は、PFI法第5条第3項の規定により、仙台市長梅原克彦がその事務又は事業として実施するものに該当し得る。加えて、本事業は、地方税法施行令附則第7条第24項に掲げる要件に該当し、かつ、(仮称)仙台市新高砂学校給食センター整備事業は、地方税法施行令附則第7条第25項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第11条第25項に基づく不動産取得税の特例措置の適用対象となり得る。また、本事業は、地方税法施行令附則第11条第69項に掲げる要件に該当し、かつ、(仮称)仙台市高砂学校給食センター整備事業は、地方税法施行令附則第11条第70項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第15条第51項の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用対象となり得る。なお、他の法制上及び税制上の措置は想定していない。

(3) 財務上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

(4) 本市は、国からの交付金(安全安心な学校づくり交付金)の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、同交付金の額及び収入時期に関らず、本市は、事業者にサービス購入費を第1回から平準化して支払うものとする。

### **2 他の支援**

本市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

## **VII その他特定事業の実施に関し必要な事項**

### **1 議会の議決**

本市は、債務負担行為に関する議案を平成20年仙台市議会第1回定例会に、また、契約に関する議案を平成20年仙台市議会第3回定例会に提出する予定である。

### **2 本事業において使用する言語、通貨単位等**

本事業において使用する言語は、日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### **3 入札参加に伴う費用負担**

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### **4 情報公開及び情報提供**

本事業に関する情報提供は、適宜、仙台市教育委員会ホームページを通じて行う。

### **5 問合せ先**

場 所	仙台市教育委員会 健康教育課 給食係
住 所	〒980-8671 宮城県仙台市青葉区二日町1－1 仙台市役所 北庁舎3階
電 話	022-214-0008
F A X	022-268-2935
E-mail	kyo019130@city.sendai.jp
仙台市教育委員会ホームページアドレス	
<a href="http://www.city.sendai.jp/kyouiku/index.html">http://www.city.sendai.jp/kyouiku/index.html</a>	